

平成23年度

柏崎市人事行政の運営等の状況の公表

< 項 目 >

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の給与・定員管理等について
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 8 柏崎市公平委員会の業務の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職種別採用者数

ア 平成22年4月1日

| 職種等 | 人数(人) |
|--------|-------|
| 一般事務職員 | 12 |
| 土木技術職員 | 1 |
| 栄養士 | 1 |
| 教育職員 | 2 |
| 保育士 | 5 |
| 消防士 | 7 |
| 計 | 28 |

イ 平成23年4月1日

| 職種等 | 人数(人) |
|-----------|-------|
| 一般事務職員 | 9 |
| 土木技術職員 | 3 |
| 建築技術職員 | 1 |
| 技術職員(企業職) | 2 |
| 保健師 | 1 |
| 教育職員 | 3 |
| 保育士 | 5 |
| 消防士 | 8 |
| 計 | 32 |

(2) 平成22年度事由別退職者数

| 事由 | 人数(人) |
|-----|-------|
| 定年 | 37 |
| 勸奨 | 10 |
| その他 | 9 |
| 計 | 56 |

平成21年度退職者数 計58人

(3) 4月1日現在の職員数

| | |
|-------------|-------------------|
| 平成22年4月1日現在 | 992人(男662人、女330人) |
| 平成23年4月1日現在 | 968人(男646人、女322人) |

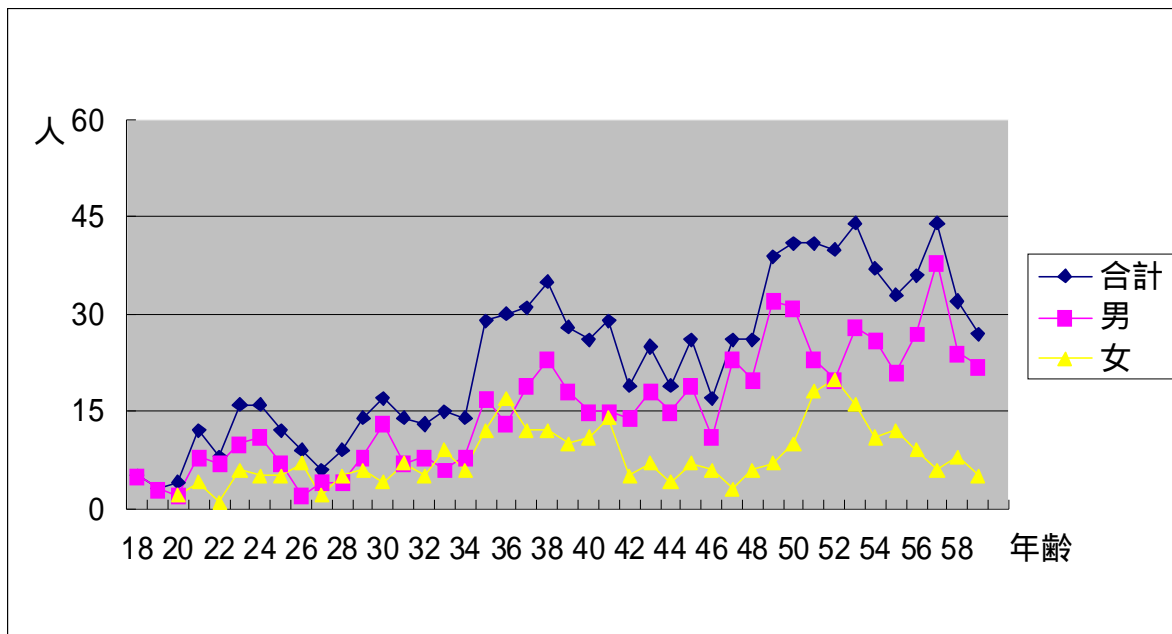
(注)上記の職員数に市長及び副市長は含まれていません。(教育長は含みます。)

(4) 部門別職員数の状況(各年4月1日)

| 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 | 主な増減理由 | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
| | 平成22年度 | 平成23年度 | | | |
| 一般行政部門 | 議会 | 5 | 5 | | |
| | 総務 | 139 | 136 | 3 | 中越沖地震からの復興部門縮小等 |
| | 税務 | 42 | 42 | | |
| | 民生 | 227 | 225 | 2 | 子育て支援業務縮小等 |
| | 衛生 | 65 | 63 | 2 | ごみ処理業務の一部民間委託等 |
| | 労働 | 2 | 2 | | |
| | 農水 | 40 | 41 | 1 | 農林水産部門を分課、管理職1名増 |
| | 商工 | 23 | 23 | | |
| | 土木 | 77 | 78 | 1 | 都市計画部門技師増強等 |
| 小計 | 620 | 615 | 5 | | |
| 政特別部門 | 教育 | 72 | 63 | 9 | 学校給食共同調理場業務の完全民間委託等 |
| | 消防 | 141 | 138 | 3 | 事務部門の見直し等 |
| | 小計 | 213 | 201 | 12 | |
| 会公計営部企門業等 | 病院 | 22 | 20 | 2 | 診療所入院機能の廃止等 |
| | 水道 | 39 | 37 | 2 | 中越沖地震に伴う復旧業務の縮小等 |
| | 下水道 | 29 | 27 | 2 | 中越沖地震に伴う復旧業務の縮小等 |
| | その他 | 69 | 68 | 1 | 介護保険に係る健診業務の縮小等 |
| | 小計 | 159 | 152 | 7 | |
| 合計 | 992 | 968 | 24 | | |

(注)上記の職員数に市長及び副市長は含まれていません。(教育長は含みます。)

(5) 年齢別職員構成の状況 (平成 2 3 年 4 月 1 日)



2 職員の給与・定員管理等について

この項目は、他の地方公共団体との比較が容易になるよう別に抜き出してまとめましたので、そちらをご覧ください。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況 (平成 2 3 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 勤 務 時 間 | | 休 日 |
|-------|------------------------|-------------|--|
| | 始業時間 | 終業時間 | |
| 一般行政職 | 午前 8 時 30 分 | 午後 5 時 15 分 | <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日 ・年末年始 (12 月 29 日 ~ 12 月 31 日、1 月 2 日及び 3 日) |
| | 1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分勤務 | | |

(2) 休暇の取得状況 (平成 2 2 年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの取得状況)

| 区 分 | 1 人当たりの平均取得日 |
|---------|--------------|
| 年 次 休 暇 | 1 2 . 7 日 |
| 特 別 休 暇 | 6 . 3 日 |
| 療 養 休 暇 | 1 . 6 日 |

(3) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成 2 2 年度)

| | | |
|------|--------------------|-------|
| 育児休業 | 平成 2 2 年度以前からの継続取得 | 8 人 |
| | 平成 2 2 年度新規取得 | 1 1 人 |
| 部分休業 | | 3 人 |

(4) 介護休暇の取得状況 (平成 2 2 年度)

| | |
|----------|-----|
| 介護休暇取得者数 | 0 人 |
|----------|-----|

(5) 休暇等の種類 (平成 2 3 年 4 月 1 日現在)

| 種 類 | | 取得可能期間 | |
|--------------|------------------|---|---|
| 年 次 休 暇 | | 20日付与(1年目は15日) 翌年に20日を限度に繰越し | |
| 特別休暇 | 母性保護 | 産前・産後 | 産前 8週間(多胎妊娠の場合は14週間) 産後 8週間 |
| | | 妊産婦への保健指導 又は健康診査 | 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回で、それぞれ正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間 |
| | | 妊婦の通勤緩和措置 | 1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる時間 |
| | | 生理 | 1回について2日以内で必要とする期間 |
| | | 育児時間 | 1日2回それぞれ30分以内の期間 |
| | 慶弔 | 結婚 | 7日以内で必要とする期間 |
| | | 忌引 | 死亡した親族との関係により日数が異なる。 |
| | | 父母の追悼 | 慣習上最少限度必要とする期間 |
| | 子の看護 育児支援等 | 子の看護 | 1年において5日(小学校就学前の子が2人以上いる場合は10日)の範囲内の期間 |
| | | 配偶者の出産 | その都度2日以内で必要とする期間 |
| | | 男性職員の育児参加 | 妻の産前産後休暇期間内において5日の範囲内の期間 |
| | 事故 | 地震、水害、火災等による現住居の滅失又は損壊又は生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合 | 7日の範囲内の期間 |
| | | 地震、水害、火災、交通機関の事故等による交通遮断、通勤途上における身体の危険回避 | 必要と認められる期間 |
| | 公権公務関係 | 選挙権の行使 | 必要と認められる期間 |
| | 介護 | 配偶者、父母、子等に 係る短期の介護 | 1年において5日(要介護者が2人以上いる場合は10日)の範囲内の期間 |
| | その他 | 証人等としての出頭 | 必要と認められる期間 |
| | | 骨髄ドナー | 必要と認められる期間 |
| ボランティア | | 1年において5日の範囲内の期間 | |
| 夏季 | | 連続する4日の範囲内の期間 | |
| リフレッシュ | | 連続する3日の範囲内の期間(勤続30年職員のみ) | |
| 療養休暇 | 連続して90日の範囲内の期間 | | |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子等の 介護 | 連続する2週間以上6月の期間内において必要と認められる期間 | |
| 組合休暇 | 登録された職員団体の活動 | 1暦年につき、30日の範囲内 | |
| 育児休業 部分休業 | 育児休業 | 子が3歳に達する日まで | |
| | 部分休業 | 小学校就学の始期に達するまでの期間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内 | |

ボランティア休暇については、平成23年12月31日までの間、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内においてボランティア活動を行う場合にあっては、7日の範囲内の期間取得可能です。

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（平成22年度）

(1) 分限処分の件数及び処分事由

| 処分名 | 事由 | 人数 |
|-----|---------|----|
| 休職 | 心身の故障 | 6人 |
| | 刑事事件に起訴 | 1人 |

(2) 懲戒処分の件数及び処分事由

| 処分名 | 事由 | 人数 |
|-----|--------------|----|
| 減給 | 管理監督責任 | 2人 |
| 戒告 | 服務違反、管理監督責任等 | 8人 |
| 免職 | 収賄罪 | 1人 |

5 職員のサービスの状況（平成22年度）

営利企業等の従事許可の事由別人数

| 事由 | 人数 |
|--------------|------|
| 統計調査指導員、同調査員 | 240人 |
| 外部講師 | 1人 |
| 保護司 | 1人 |
| 部活動指導 | 2人 |
| 消防団 | 1人 |
| 体育指導員 | 1人 |

6 職員の研修及び勤務成績の評定状況

(1) 職員研修の実施状況（平成22年度）

| 研修名 | 人数 | 研修名 | 人数 |
|-------------|-------------|-------------|-----|
| 階層別 | | 専門 | |
| 新採用職員研修 | 18 | 税務事務新任研修 | 1 |
| 一般職員研修第1部 | 8 | 市町村民税研修 | 1 |
| 一般職員研修第2部 | 6 | 固定資産税事務新任研修 | 3 |
| 主任・主査研修 | 21 | 財務事務新任研修 | 1 |
| 係長研修 | 26 | 課長補佐級研修 | 15 |
| 市独自研修 | | | |
| 新採用職員研修（前期） | 25 | 人事考課研修 | 792 |
| 新採用職員研修（後期） | 21 | 退職者セミナー | 46 |
| 職員OJT研修 | 延べ 1,448 | メンタルヘルスセミナー | 208 |
| 非常勤職員等研修 | 38 | ライフプランセミナー | 39 |

| | | | |
|---------------|-----------|-------|---|
| 部課長コンプライアンス研修 | 延べ 339 | 転任者研修 | 7 |
| 派 遣 研 修 | | | |
| 国際文化アカデミー | 9 | 自治大学校 | 1 |
| 洋上研修 | 2 | | |

(2) 人事考課制度の状況

人事考課制度は、職員の勤務実績や能力などの勤務成績を一定の評価基準・方法により評価するものです。組織における職業人としての能力を評価対象とし、複数の角度から多面的に職員の職務上の能力を把握して評価します。

柏崎市では、組織力の向上に寄与する人材育成型のシステムとするため、人事管理制度全般の見直しを行い、平成18年度からは管理職員（課長級以上）に、平成20年度からは監督職員（係長以上）に平成21年度からは一般職員に新しい人事考課制度の試行を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成22年度）

(1) 健康診断の実施状況（受診者数は、非常勤・嘱託職員等を含みます。）

- ・ 定期健康診断 受診者数 646人
- ・ 各種健康診断 受診者数 704人
（胃がん、大腸がん、前立腺がん、肺がん、乳がん、子宮がん、B型肝炎、C型肝炎、歯科健診、VDT健診）
- ・ 人間ドック 受診者数 611人
- ・ 健康指導 メンタルヘルスセミナー

(2) 公務災害及び通勤災害

| 区分 | 件数 | 主な事由 |
|------|----|--|
| 公務災害 | 8 | 頸椎捻挫、左後頭部打撲、左第五中足骨骨折、脱水症、熱中症、左第四指切傷、右臼蓋骨折、醜慢性表層角膜炎 |
| 通勤災害 | 2 | 左大腿近位部不全骨折、左手首骨折 |

8 柏崎市公平委員会の業務の状況（平成22年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

0 件